

○司法警察職員捜査書類基本書式例の一部改正について

平成30年5月8日

道本刑第559号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
標記については、別添1のとおり、平成30年4月27日付け最高検企第133号をもって検
事総長から指示がなされ、あわせて、別添2のとおり、同日付け最高検企第134号をもっ
て次長検事からその伝達等に関する依頼があったところであるが、今回の書式例改正の
概要、運用開始日及び運用上の留意事項については下記のとおりであるので、所属職員
に周知徹底し、運用上誤りのないようになされたい。

記

1 改正の概要

本年6月1日に刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正法」という。）の一部が施行され、被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されることに伴い、改正法による改正後の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条第4項の規定に基づき、司法警察員が逮捕された全ての被疑者に対して弁護人選任権を告知するに当たり、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示する義務が定められたことを受け、「様式第19号 弁解録取書」について、所要の改正を行うこととしたもの

2 運用開始日

平成30年6月1日から施行する。

3 運用上の留意事項

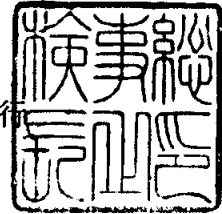
- (1) 別紙を末尾に添付すること。
- (2) 契印は本紙のみならず別紙にも行うこと。
- (3) 録取内容を確認させた後、被疑者自身に本紙及び別紙の各葉欄外に調書記載内容を確認した証として指印を求めた上、本紙の末尾に署名及び指印を求めること。
なお、各葉欄外の指印の位置は、契印や書類番号、綴じ代に重ならないように留意し、欄外右下とすること。
- (4) 弁解録取書の様式については、過去における改正の都度、旧様式の誤使用が発生していることから、弁解録取書の旧様式については確実に廃棄し、誤使用の絶無に努めること。



最高検企第133号
平成30年4月27日

司法警察職員 殿

検事総長 西川 克 行



「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（指示）
平成12年3月30日付け最高検企第54号当職指示「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部を下記のとおり改正し、平成30年6月1日から施行します。
刑事訴訟法第193条第1項により指示します。

記

様式第19号を次のように改める。

弁 解 録 取 書	
住 居	
職 業	
氏 名	
	年 月 日生（ 歳）
本職は、	年 月 日午 時 分頃、 警察署
において、上記の者に対し、 記載の犯罪事実の要旨及び	
別紙記載の事項につき告知及び教示した上、弁解の機会を与えたところ、任意	
次のとおり供述した。	
1	
【弁解録取書の結びの記載は、次の書式による。】	
	㊟
以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名 印した。	
前 同 日	
警 察 署	
司法警察員 ㊟	

○ ○ ○ 警 察

（用紙 日本工業規格A4）

黒 刷 り

別紙

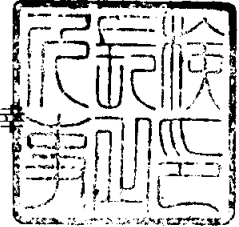
- 1 あなたは、^{べんごにん せんになん} 弁護人を選任することができます。
- 2 あなたに^{べんごにん} 弁護人がない場合に^{ばあい みずか ひよう} 自らの費用で^{べんごにん せんになん} 弁護人を選任したいときは、
^{べんごし べんごしほうじんまた べんごしかい} 弁護士、^{ししてい} 弁護士法人又は^{もう} 弁護士会を指定して^で 申し出ることができます。その
^{もうしで} 申出は、^{しほうけいさついん そうち} 司法警察員（^{ばあい けんさつかん} 送致された場合は検察官）か、あなたが^{りゆうち} 留置されて
いる^{しせつ} 施設の^{せきにんしや} 責任者（^{けいじしせつ ちようも} 刑事施設の長若しくは^{りゆうちぎようむかんりしや} 留置業務管理者）又はその代
^{りしや たい} 理者に対してすることができます。
- 3 あなたが、^{ひ つづ こうりゆう せいきゆう} 引き続き勾留を請求された場合において^{ばあい ひんこんとう じゆう} 貧困等の事由により
^{みずか べんごにん せんになん} 自ら^{さいばんかん たい} 弁護人を選任することができないときは、^{べんごにん せん} 裁判官に対して^{せいきゆう} 弁護人の選
任を請求することができます。^{さいばんかん たい} 裁判官に対して^{べんごにん せんになん せいきゆう} 弁護人の選任を請求するに
は^{しりよくしんこくしよ ていしゆつ} 資力申告書を提出しなければなりません。あなたの^{しりよく} 資力が50万円以
^{じよう} 上であるときは、あらかじめ、^{べんごしかい べんごにん せんになん もうしで} 弁護士会に^{せいきゆう} 弁護人の選任の申出をしていな
ければなりません。
- 4 あなたが、^{べんごにんまた べんごにん} 弁護人又は^{べんごし} 弁護人となろうとする^{せつけん} 弁護士と^{もう} 接見したいことを申
^で し出れば、^{ただ} 直ちにその^{むね} 旨をこれらの^{もの} 者に^{れんらく} 連絡します。



最高検企第134号
平成30年4月27日

警 察 庁 長 官 殿

次長検事 八 木 宏 幸



「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（依頼）
標記基本書式例の一部が改正され、別添のとおり検事総長指示が発せられたので、
貴管下司法警察職員に対し伝達方お取り計らい願いたく、依頼します。
なお、改正点等は下記のとおりですので、併せて伝達願います。

記

本改正は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の一部が本年6月1日から施行され、被疑者国選弁護制度の対象が、事件による限定をせず、勾留状が発せられている全ての被疑者に拡大されることに伴い、様式第19号「弁解録取書」の「別紙（甲）」を廃止し、これまでの「別紙（乙）」を「別紙」に改めたものである。したがって、改正後の様式第19号を使用する際には、事件の区別なく同「別紙」を末尾に添付されたい。